

昭和四十年厚生省令第二十七号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第十五条の規定に基づき、

（特別弔慰金の請求手続）

第一条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）第三条に規定する特別弔慰金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第一号による特別弔慰金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）第三条の規定により特別弔慰金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 請求者が法第一条又は法附則第三項の規定に該当する者として請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者の令和二年四月一日における戸籍の抄本

二 死亡した者の死亡に関する戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者（法第二条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を含む。以下同じ。）の氏名及びその者と死亡した者との身分関係を認めることができる書類

三 請求者が死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）である場合においては、法第二条第一項第一号及び第二号のいづれにも該当しないことを認めることができる書類

四 請求者が法第二条第二項に該当する者として請求する場合においては、次に掲げる書類

イ 死亡した者が遺族援護法第二条第一項に規定する軍人軍属である場合においては、その者の死亡が昭和六年九月十八日以後における遺族援護法第三条に規定する在職期間（以下「在職期間」という。）内の公務上の負傷若しくは疾病（遺族援護法第四条の規定により公務上の負傷又は疾病とみなされるものを含む。以下同じ。）又は昭和十二年七月七日以後における在職期間内の事変に関する勤務に関する負傷若しくは疾病によるものであることを認めることができる書類

ロ 死亡した者が遺族援護法第二条第三項に規定する準軍属である場合においては、その者の死亡が昭和十二年七月七日以後における公務上の負傷若しくは疾病によるものであること又は同日以後における準軍属としての勤務に関する負傷若しくは疾病によるものであることを認めることができる書類

ハ 法第二条第二項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者が死亡した者の配偶者であつて、死亡した者の死亡の当時、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合においては、その事情を認めることができる書類

ニ 請求者が、死亡した者の死亡の当時ににおける配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族である場合においては、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類及び当該請求者が法附則第三項に該当する者として請求する場合においては、死亡した者の死亡に關する権利を有する遺族があつたことを認めることができる書類

六 請求者が法第二条第三項に該当する者として請求する場合においては、弔慰金を受ける権利を取得した者が同項各号のいずれかに該当することを認めることができる書類及び当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を有しないものと裁定したときは、様式第一号による特別弔慰金裁定通知書を請求者に交付しなければならない。

六 請求者が法第二条第三項に該当する者として請求する場合においては、死亡した者の死亡に關する権利を有する遺族があつたことを認めることができる書類（第四号ニに掲げる書類を除く。）を取得した者が同項各号のいずれかに該当することを認めることができる書類及び当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を有しないものと裁定したときは、様式第一号による特別弔慰金裁定通知書を請求者に交付しなければならない。

六 請求者が法第二条第三項に該当する者として請求する場合においては、死亡した者の死亡に關する権利を有する遺族があつたことを認めることができる書類（第四号ニに掲げる書類を除く。）を取得した者が同項各号のいずれかに該当することを認めることができる書類及び当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を有しないものと裁定したときは、様式第一号による特別弔慰金裁定通知書を請求者に交付しなければならない。

七 死亡した者の死亡に関する、法第三条ただし書に規定する場合に該当しないことを認めることができる書類

3 請求者が法第二条の二の規定に該当する者として請求する場合は、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 弔慰金を受ける権利を取得した者が法第二条第三項各号のいずれかに該当すること、令和二年四月一日において当該死亡した者の子がなかったこと又は当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していないこと若しくは同日において離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していること及び請求者の順位より先順位の者がいないことを認めることができることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類並びに当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者である場合においては、前項第四号又は第五号に掲げる書類（前項第四号ニに掲げる書類を除く。）

二 死亡した者の死亡の当時ににおけるその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

三 請求者が法第二条の二第一項に該当する者として請求する場合においては、請求者が死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認める書類及び死亡した者の死亡の日から令和二年三月三十一日までの間ににおける請求者の身分関係の異動を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

四 請求者が法第二条の二第三項に該当する者として請求する場合においては、請求者が死亡した者の死亡の日まで引き続く一年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認める書類及び当該請求者が死亡した者の葬祭を行つた者であるときは、その事実を認めることができる書類

五 前項第一号、第二号及び第七号に掲げる書類

四 請求者が法第七条第一項の規定により死亡した戦没者等の遺族の相続人として特別弔慰金を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項各号又は前項各号に掲げる書類及び請求者が死亡した戦没者等の遺族の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならない。この場合において、第二項第一号及び第三号から第六号まで並びに前項第一号から第四号まで中「請求者」とあるのは「死亡した戦没者等の遺族」と読み替えるものとする。

（特別弔慰金の支給順位の変更）

第一条の二 法第二条の三の規定による申請をしようとする者は、前条第一項に規定する請求書に添えて、様式第一号の二による特別弔慰金順位変更申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、先順位者が令和二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明であることを認めることができる書類を添えなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により特別弔慰金順位変更申請書の提出を受けた場合において、申請した者を戦没者等の遺族とみなしたときは、当該申請をした者に、その旨を通知しなければならない。

（裁定の通知）

第二条 裁定機関は、請求者が特別弔慰金を受ける権利を有するものと裁定したときは、様式第二号による特別弔慰金裁定通知書を請求者に交付しなければならない。

2 裁定機関は、請求者が特別弔慰金を受ける権利を有しないものと裁定したときは、様式第三号による特別弔慰金裁定通知書を請求者に交付しなければならない。

（請求書等の経由）

第三条 特別弔慰金請求書は、請求者の居住地の市町村長（特別区にあつては、区長。次項において同じ。）都道府県知事に順次経由して、裁定機関に提出するものとする。

2 特別弔慰金順位変更申請書は、申請者の居住地の市町村長、都道府県知事、裁定機関を順次経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。

3 法第十三条の二第二項の規定に基づく届出に係る届出書は、届出者の居住地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月一日厚生省令第二二号)

この省令中、第一条の規定は昭和四十一年十月一日から、第二条の規定は公布の日から、施行する。

附 則 (昭和四三年五月一日厚生省令第一三号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年八月二一日厚生省令第二二号) 抄

(施行期日) この省令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月一日厚生省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月一五日厚生省令第二三号)

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則(以下「遺族援護法施行規則等」という。)の規定に基づいて那覇日本政府南方連絡事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、日本政府沖縄事務所長に対ししてされた手続とみなす。

附 則 (昭和四四年八月二一日厚生省令第二二号) 抄

(施行期日) この省令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月一日厚生省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月一五日厚生省令第二三号)

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則(以下「遺族援護法施行規則等」という。)の規定に基づいて日本政府沖縄事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖縄事務局長に対ししてされた手続とみなす。

附 則 (昭和四七年五月一五日厚生省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十年三月三一日厚生省令第一四号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十号)による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五一年六月二十四日厚生省令第二六号)

この省令は、昭和五十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年五月八日厚生省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月八日厚生省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則 (平成元年三月二十四日厚生省令第一〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日厚生省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年六月二九日厚生省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月六日厚生労働省令第三七号）の省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第一号（第一条関係）

様式第一号(第一条関係)

(表面)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書				4-61
戦 没 者 者 等	フリガナ	(姓)	(名)	明治・大正・昭和 生年月日 年 月 日
	除籍時の本籍等	都道府県		死 亡 昭和・平成・令和 年月日 年 月 日
	もと 分	陸軍(軍人・軍属)・海軍(軍人・軍属)・準軍属		
請 求 者 者	フリガナ	(姓)	(名)	明治・大正・昭和・平成・令和 生年月日 年 月 日
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他()		
	住所	都道府県		
電話番号	自宅・携帯		—	
区分	前回受給者・前回は別の者が受給		新規請求者で以下のいずれか(※) 1. 平成27.4.1~令和2.3.31に年金受給者が失権 2. 上記以外で過去に遺族のいずれも請求していない	
被 相 続 人 年 後 見 住 人 等	フリガナ	(姓)	(名)	死 亡 年月日 令和 年 月 日
	氏名	戦没者等との続柄		配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他()
	住所	都道府県		区分 成年後見人等・親権者等・国外居住請求者の代理人
電話番号	自宅・携帯		—	
国債の償 還金希望 支払場所	金融機関の所在地	金融機関の名称		国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市 区町村名
	都道府県			市 区 町 村
上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。 なお、同順位者が数人ある場合は、次の事項を承認の上、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します。 ・権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとみなされるため、他の同順位者は権利の裁定を受けた者に対し、各々の持分を主張することができます。 ・他の同順位者からの各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。 ・本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に公示されます。 下記の記載欄に記載の氏名が請求者の氏名と異なる場合は、請求者の氏名並びに下記記載欄の氏名及び連絡先が表示されます。 令和 年 月 日				
厚生労働大臣 指定都道府県知事 殿 氏名 _____				

(A列4番)

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載していくこと)

(裏面)

記載上の注意					
1 選択できる項目は該当するもの(※印は該当する番号)を○で囲んでください。					
2 電話番号は、日中連絡が取れる番号(自宅又は携帯のいずれか)を書いてください。					
3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分が準軍属のうち徴用工、内地における勤員学徒、国民勤労報国隊員及び国民義勇隊員である場合は、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時配置され、又は出動していた工場、事業場等の所在する都道府県名を記載してください。					
4 戦没者等の遺族の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を、「被相続人」の欄に戦没者等の遺族の氏名等を記載してください。 なお、その場合、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」の欄は記載不要です。					
5 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。 (1) 成年後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(成年後見人等) (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(親権者等) (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(国外居住請求者の代理人)					
6 「国債の償還金希望支払場所」の欄の「金融機関の名称」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する、日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。					
7 表面の最下段の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。					

(自治体使用欄)

国債交付取扱店名					
前回特別弔慰金 受給者	受給者 氏 名		戦没者等 との続柄		裁定 記号番号
平成27. 4. 1～ 令和2. 3. 31に 年金受給者が 失権	受給者 氏 名 年月日	失権事由	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> その他 ()	証書 記号番号
弔慰金の 受給者	受給者 氏 名		戦没者等 との続柄		裁定 記号番号

様式第一号の二(第1条の2関係)

特別弔慰金順位変更申請書			
戦没者	(ふりがな) 氏 生年月日	年月日	
生死不明者	(ふりがな) 名		
	戦没者等との身分関係		
	従前の居住地		
	生死不明の理由及び期間		
	(ふりがな) 氏 名		
	戦没者等との身分関係		
申請者 (同順位者 を含む。)	従前の居住地		
	生死不明の理由及び期間		
	(ふりがな) 名		
	戦没者等との身分関係		
	居住地		
	(ふりがな) 氏 名		
戦没者等との身分関係			
居住地			
上記のとおり、先順位者が生死不明でありますから、申請者を戦没者等の遺族とみなすよう、申請します。			
令和 年 月 日		申請者氏名 厚生労働大臣 殿	

(A列4番)

様式第二号(第2条関係)

裁定通知書

第 号

下記のとおり裁定したので通知します。
令和 年 月 日厚生労働大臣
都道府県知事

根 拠 法 給 付 の 種 別 国 債 の 名 称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 第一回特別弔慰金全国債券		
券 面 種 別	円券	国債の記号	号
死 亡 者			
請 求 者	年 月 日生		
住 所			

注1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。

なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。

2 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。

3 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

様式第三号(第2条関係)

却下通知書

第 号

下記のとおり却下したので通知します。
令和 年 月 日厚生労働大臣
都道府県知事

根 拠 法 請 求 の 種 類 請 求 年 月 日	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 特別弔慰金の請求 年 月 日
請 求 者	年 月 日生
死 亡 者	
却下理由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)